

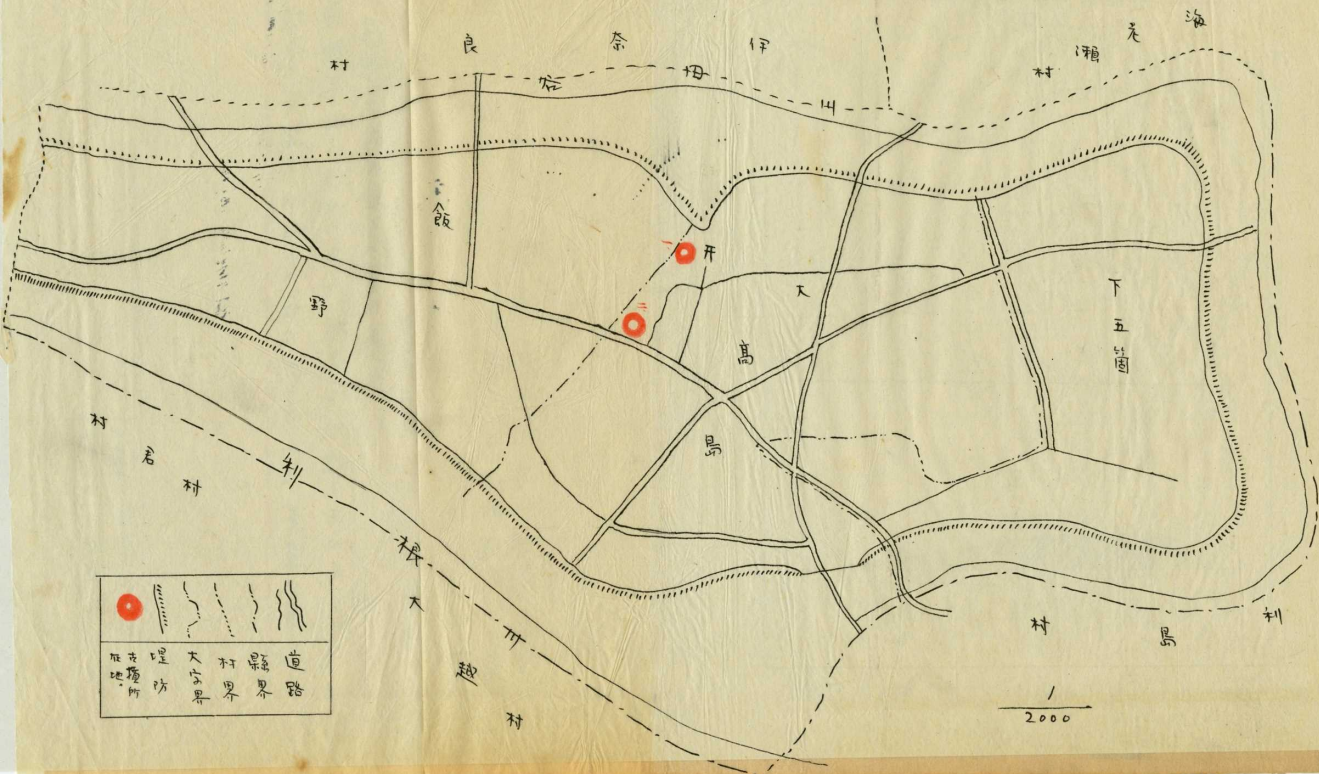
昭和十年八月調

古墳調査臺帳

邑樂

郡大筒野
市大筒野
村町

大箇野村古境分佈圖



田	山	縣界	村界	道路
田	山	縣界	村界	道路

1
2000

古墳調査票

邑樂郡
大箇野村

番號	名稱	所在地	地目地積	所有者	型式	大サ	現狀	發掘の有無	出土品	由來徵證	管理の有無	參考事項
第一号	十二	邑樂郡大箇野村大字大高島 一七六番地	一七五六番 竹林 八畝歩		不詳 周圍=陸趾十二	丘高約五尺 經約八向	竹林中ニハ上々トシテ ニ稻サ何神社アルモ昔日、 テ流言思証ヲ減カシテ 明治十七、十八年頃 發掘セリ。石槨アリ。		大小二口の刀劍・ 現在ハ共ニ所在不明 刻字セル板状の隸石 三品			別紙調査書

擔當調査員
職氏名印

一 榎本に就いて

石御の若姫と動後したのが榎本であらう。

尚出土品は散逸するし、他に何一つの参考物件と持ち

合せぬし以上、榎本は時代を想定するにも毎々当然

調査が伴ふとせよと来ることを予想し、比処に比種の

材質の蒐集を思ひ立つて、次第であるが、古老なく

随つて内容もまた、誠に貧弱である。

1 年代に就いて一古矢(赤岡サ藤清四郎氏)が語してくれた。

「三満宮境内の杉が既に七百年代のものとして居

るが、榎本はもう一層の古木であつた様だ。是れも

直經六代に録る文字通りの巨木で伐採したのが重ぬ

群馬縣邑樂郡大箇野尋常高等小學校

く、か惜しかつた。」

2 江戸七百年もの間果して持續されたものかどうかわから

ぬけれども、以来、伐倒すると奇禍其身に至るとか、土血

甚しくして、伐ると能はず、等々の、伐採禁止の流言異

説に富田んで屋を為土地の人産も半ばは疑ひながら

も之を、伐採することには相成るの勢も異を感ぜて居な

らう。

3 今正吉のこと(註)十一年(明治十七、八年)の頃、土地の人

砂川宗吉氏は時價十五畝にて、伐採権を得、丸屋

(一村内の地名)の本村田次郎氏外一(姓名不明)之が木挽

となり遂に其の根を異にし、全時に永年の不可

殺す比処に絶えられた。

ニ 穴塚の状況

穴塚根を採つのが目的であつたし 文土目の方が穴作に從事
工下たものであるから 根下には踏出しを石礎の如き物
はあつた意思表外の種々の物で 迷或つて成るもの外は此
等の空心事も有せり 隨つて 眞雜作は遂に取片
着けられて行つたことは復亦当然の物である。

樹根が石廊に上蓋の如く空室を覆してゐるが 石材の
穴作は餘程 工事)を耐室工下たものと見え、

且、此の連の如く穴塚の才地が粗雑なものであつたか否も其
の形、状は多事者すら 意識せず 注意もしなかつた
状態に 根下の洞室底を傍觀した古夫の傳に 其の
内形を想像する程なるものに過ぎない。

群馬縣邑樂郡大箇野尋常高等小学校

ハ、石材は紫褐色 硬直の角礫で 山のものなることは確か
ある。 其の大小は 2 呎の付方ニ尺餘・概數 四、五十ヶ。
其のろろと大部分のものは 近頃の天満宮境内の石材に
えて他は 耕地民の自家用のものとして 押し、敷ふ
等には 倚立てられてゐる。

三、土口口の状況

副表の他に二三附説して置きたい。

刀劍は大小二口ではあつたが 遺物ながら 變化既に
烈しく 多は 其の形値するは 失はれてゐる。 其後丘
上の稻荷神社内に保存して置いたの二口は 何時頃
からの影失せて 消息を絶たれてしまつた。

或は 此の物のよと言ひ、或者は 是れすら 不明のもの

をうたしてゐる。

板状の縁石も全様の結果になつてゐる。刻字され
事實は明かであつたが年代の古めか正形段に失せ
て史定の読取も不可能のものとしてゐた。之には
地民もニもつて遺蹟の辭を漏したと云ふことである。

四丘上の事實

小箱荷神社

古くから丘上に祀られてゐるものらしいが現在では其の
位置を箱西方に移してゐる。依然として宿耕地
（一部は落石）一部の氏神とされ其の信仰は特に厚く、
不慮の落石、山林の語一帯の外多田、齋岡、藤、十倉
等の氏子の姓がある。

群馬縣邑樂郡大簡野尋常高等小学校

一説曰 箱荷神社の祭神が果して小箱荷様
かどうか記録が毎のからわからなかつた。往在争亂
多き時代に於ては敵対行動を思ひやう故意と
祭神名を換いて置いたものであるから当社にも
如上の疑問がある。次の祭神の事實
の相違之下うなうがみしめる。

上、実字

箱サ荷神社と並んで間口三間、奥行二間半の祭
堂があるが、そのまゝに、その建築の精巧なることは
驚くべきであり、夜半屋外より殿の入りすまじへ
無かつたと言ひ傳へられてゐる。勿論、祭神は佐原と
して造られたものが甚だしくは今を去る五十年前

をうたとしてある。

板状の縁石も全様の結果になつてゐる。刻字された
事實實は明かであつたが年代の正しきか正形既に失せ
て史実の誤取も不可能のものとしてゐた。之には耕
地民もニ移つて遺蹟の辭を漏したといふことである。

四丘上の事實實

小箱荷神社

古くから丘上に祀られてゐるものらしいが現在では其の
位置も箱西方に移してゐる。依例として宿耕地
一帯部活名(一部)の氏神とされ其の信仰は特に厚く、
不慮に檜木、杉林の諸一家の外多田、齋田、藤、十倉
等の氏子の姓がある。

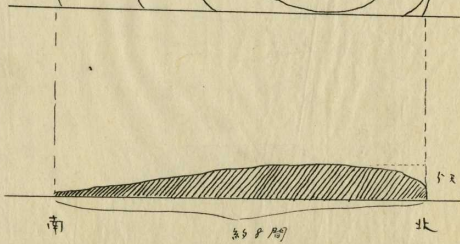
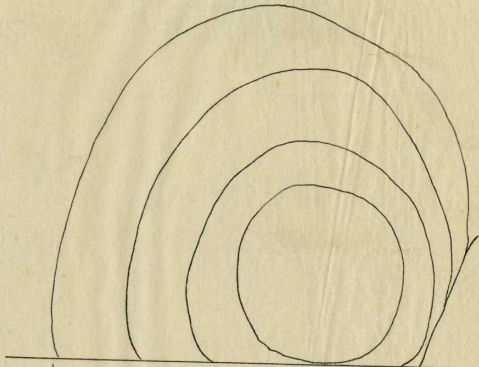
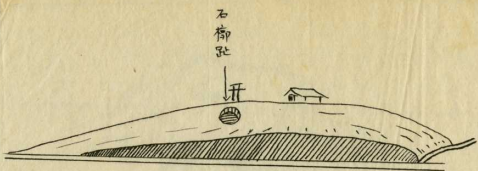
群馬縣邑樂郡大箇野尋常高等小学校

一説曰 箱荷神社の祭神が果して小箱荷様
かどうか記録が乏しからわからなうが 往在争紀
多き時代に於ては敵対行動を思はせ 故意に
祭神名を換いて置いたものであるから 当社にも
如上の疑問なきいふも限らなう。次の祭の事實實
が相當之と云ふがかしめる。

ハ. 祭

箱荷神社と並んで南口三間 奥行二間半の祭
なるものがあった。その其の建築の精巧なることは
極易くばかりで夜半屋外より駈の入りすまじ入
無かつたと言ひ傳へられてゐる。勿論祭は往屆と
して造られたもので其知は今は去る五十年前

腹まで老母が独住して居たさうである。老母の身え
は誰一人知らなかつたし榎木を代探したのもこの老
母死して尙も毎年のことであつた。



古墳調査票

巨摩郡

大筒野町村

番 號	名 稱	所 在 地	地 目 地 積	所 有 者	型 式	大 サ	現 狀	發 掘 ノ 有 無	出 土 品	由 來 徵 證	管 理 ノ 有 無	參 考 事 項
第二号	大隊	巨摩郡大筒野村大字大高島	一七三二番 山林 八畝十九步		円型	丘高八尺 方約五間	築地上ニ祀波神社アリ 周囲ニ杉、櫻ノ樹アリ 丘上ハ箱方形ヲ有シ平地ナシ	不詳	ナシ	嘗テ塚アリ 後更ニ築土ニテ 屋敷トナシ 地トセリ 遺ニ神社ヲ記ルノ數		

(分 出 提 へ 縣)

(查 調 月 八 年 十 和 昭)

擔當調査員
職氏名印

